

公共住宅機械設備工事積算基準

平成25年度版

(平成29年3月 一部改定)

公共住宅事業者等連絡協議会

まえがき

公共住宅機械設備工事積算基準 平成25年度版の一部を対比表の改定後に記載された内容に改定する。

公共住宅機械設備工事積算基準（平成25年度版） 一部改定

現 行				改定後									
別表-5 共通費率				別表-5 共通費率									
共通仮設費率				共通仮設費率									
直接工事費	500万円以下		500万円を超える		直接工事費	500万円以下		500万円を超える					
共通仮設費率	上限	6.71%		$18.161 \times P^{-0.116960}$		共通仮設費率	上限	6.71%		$18.161 \times P^{-0.116960}$			
	共通仮設費率算定式により算定された率				共通仮設費率算定式により算定された率								
共通仮設費率	下限	5.99%		$16.211 \times P^{-0.116960}$		共通仮設費率	下限	5.99%		$16.211 \times P^{-0.116960}$			
	共通仮設費率算定式により算定された率				共通仮設費率算定式により算定された率								
算定式				算定式									
$Kr = 19.364 \times P^{-0.170} \times T^{0.170}$				$Kr = 19.364 \times P^{-0.170} \times T^{0.170}$									
ただし、Kr：共通仮設費率（%）				ただし、Kr：共通仮設費率（%）									
P：直接工事費（千円）とし、500万円以下の場合は500万円、				P：直接工事費（千円）とし、500万円以下の場合は500万円、									
として扱う				として扱う									
T：工期（か月）				T：工期（か月）									
注1. Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。				注1. Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。									
共通仮設費率（エレベーター設備工事）				共通仮設費率（エレベーター設備工事）									
直接工事費	1千万円以下	1千万円を超え、 5億円以下		5億円を超える		直接工事費	1千万円以下	1千万円を超え、 5億円以下		5億円を超える			
共通仮設費率	3.08%		共通仮設費率算定式により算定された率		2.07%		共通仮設費率	3.08%		共通仮設費率算定式により算定された率		2.07%	
	共通仮設費率算定式により算定された率				共通仮設費率算定式により算定された率								
算定式 $Kr = 7.89 \times P^{-0.1021}$				算定式 $Kr = 7.89 \times P^{-0.1021}$									
ただし、Kr：共通仮設費率（%）				ただし、Kr：共通仮設費率（%）									
P：直接工事費（千円）				P：直接工事費（千円）									
（注）Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。				（注）Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。									
現場管理費率				現場管理費率									
純工事費	500万円以下		500万円を超える		純工事費	500万円以下		500万円を超える					
現場管理費率	上限	37.17%		$210.711 \times Np^{-0.203692}$		現場管理費率	上限	37.17%		$210.711 \times Np^{-0.203692}$			
	現場管理費率算定式により算定された率				現場管理費率算定式により算定された率								
現場管理費率	下限	24.55%		$139.163 \times Np^{-0.203692}$		現場管理費率	下限	24.55%		$139.163 \times Np^{-0.203692}$			
	現場管理費率算定式により算定された率				現場管理費率算定式により算定された率								
算定式				算定式									
$Jo = 273.527 \times Np^{-0.399} \times T^{0.622}$				$Jo = 273.527 \times Np^{-0.399} \times T^{0.622}$									
ただし、Jo：現場管理費率（%）				ただし、Jo：現場管理費率（%）									
Np：純工事費（千円）とし、500万円以下の場合は500万円				Np：純工事費（千円）とし、500万円以下の場合は500万円									
として扱う				として扱う									
T：工期（か月）				T：工期（か月）									
注1. Joの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。				注1. Joの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。									

現 行				改定後			
現場管理費率（エレベーター設備工事）				現場管理費率（エレベーター設備工事）			
純工事費	1千万円以下	1千万円を超え、 5億円以下	5億円を超える	純工事費	1千万円以下	1千万円を超え、 5億円以下	5億円を超える
現場管理費率	3.98%	現場管理費率算定式により算定された率	2.26%	現場管理費率	3.98%	現場管理費率算定式により算定された率	2.26%
算定式 $J_o = 15.10 \times N_p^{-0.1449}$ ただし、 J_o ：現場管理費率（%） N_p ：純工事費（千円） （注） J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。				算定式 $J_o = 15.10 \times N_p^{-0.1449}$ ただし、 J_o ：現場管理費率（%） N_p ：純工事費（千円） （注） J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			
一般管理費等率（機械設備工事、エレベーター設備工事）				一般管理費等率（機械設備工事、エレベーター設備工事）			
工事原価	300万円以下	300万円を超え、 20億円以下	20億円を超える	工事原価	300万円以下	300万円を超え、 20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	11.20%	一般管理費等率算定式により算定された率	7.52%	一般管理費等率	16.68%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.07%
算定式 $G_p = 15.741 - 1.305 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率（%） C_p ：工事原価（千円） （注） G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。				算定式 $G_p = 27.283 - 3.049 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率（%） C_p ：工事原価（千円） （注） G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

現 行		改定後			
表 1.3.1 「その他」の率		表 1.3.1 「その他」の率			
工 種	「その他」の率	工 種	「その他」の率	「その他」の率対象	備 考
1) 土工事、コンクリート工事等	「公共住宅建築工事積算基準」による。	1) 土工事、コンクリート工事等	「公共住宅建築工事積算基準」による。		
2) 樹類工事	(労) × (10~18%)	2) 樹類工事	19~27%	労	ため樹、インバート樹等
3) 各種配管工事	(労) × (10~20%)	3) 各種配管工事	20~30%	労	労務費には、はつり補修費を含む。
4) 衛生器具類	(労) × (12~20%)	4) 衛生器具類	20~30%	労	
5) 給・排水、給湯器具類 (各種弁類、水栓類、水道メーター、排水金物、トラップ、排気筒等)	(労) × (10~18%)	5) 給・排水、給湯器具類	19~27%	労	各種弁類、水栓類、水道メーター、排水金物、トラップ、排気筒等
6) 消火器具類 (消火栓、消火器等)	(労) × (10~18%)	6) 消火器具類	19~27%	労	消火栓、消火器等
7) 各種機器類 (ポンプ、タンク、水槽、湯沸器、換気扇、暖冷房機器等)	(労) × (10~18%)	7) 各種機器類	19~27%	労	ポンプ、タンク、水槽、湯沸器、換気扇、暖冷房機器等
8) ダクト工事 (フレキシブル、換気用塩ビ管等)	(労) × (8~15%)	8) ダクト工事	16~24%	労	フレキシブルダクト、換気用塩ビ管等
9) 保温工事	(材+労+雑) × (12~20%)	9) 保温工事	18~26%	材、労、雑	
10) 塗装及び防錆工事	(材+労+雑) × (13~18%)	10) 塗装及び防錆工事	18~26%	材、労、雑	
11) 機器搬入工事	(労) × (10~20%)	11) 機器搬入工事	20~30%	労、雑	
12) 撤去工事	(労) × (12~20%)	12) 撤去工事	20~30%	労	
13) はつり工事	(労) × (12~20%)	13) はつり工事	20~30%	労	
(注) 1. 表中、(材)は「材料費」、(労)は「労務費」、(雑)は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。 2. 物価資料等掲載価格及び専門工事業者の見積価格による複合単価については、下請経費を重複しないよう留意する。 3. 撤去後再使用する場合の撤去工事は、撤去する製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。		(注) 1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。 2. 物価資料等掲載価格及び専門工事業者の見積価格による複合単価については、下請経費を重複しないよう留意する。 3. 取外しの場合には、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。			
		附則 表 1.3.1「その他」の率の適用にあたっては、各編記載の工事工種による「その他」の率を適用する。(各歩掛りの摘要に記載されたその他を読み替える。)			